

栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和5年12月21日(木) 午後1時～

場 所：栃木市役所 3階 正庁

栃木市生活環境部保険年金課

令和5年度第5回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和5年12月21日（木）午後1時～

場 所：栃木市役所 3階 正庁

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名者指名

4 議 事

(1) 国民健康保険税率の見直しについて

資料1 ほか

(2) その他

5 閉 会

国民健康保険税率の見直しについて

●前回の協議について

(1) 保険税率等見直しの考え方(案)について

- ・税率については、引き下げの方向で検討する。
- ・新税率については、本市の現行税率と県が示す標準税率の双方低い数値の所得割と平等割を採用し、均等割のみ県内市町の現行税率の中間（平均）値を用いたものとする。

(2) 課税限度額の引き上げについて、以下のとおりとする。

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	計
現 行	63万円	19万円	17万円	99万円
改正案	65万円	22万円	17万円	104万円

1. 国民健康保険の現状

(1) 本市の現状

- ・被保険者は減少傾向にあり、前期高齢者の割合は、49.6%で年々増加している。
- ・医療費推移は令和3年度上昇に転じ、1人当たりの医療費は前期高齢者の増加や医療技術の高度化に伴い増加している。
- ・令和4年度決算確定に伴い、本年度末の基金残高は約30億7千万円となる見込み。

(2) 保険税水準の統一に向けた県の対応

- ・納付金ベースの統一 R6～R10にかけて平準化に向けて段階的に近づける。
- ・保険税の算定方式を3方式（所得割、均等割、平等割）に統一する。
- ・保険税の賦課限度額を地方税法施行令の賦課限度額に統一する。
- ・市町の国民健康保険財政調整基金（以下、基金という。）については、国保事業費納付金（以下、納付金という。）ベースの統一の達成、収納率や医療費水準などの進捗を確認しながら、完全統一への移行を具体化する段階で検討が必要とし、来年度から市町と協議をしていく。

2. 令和6年度からの国民健康保険事業費納付金算定について (出典: 栃木県)

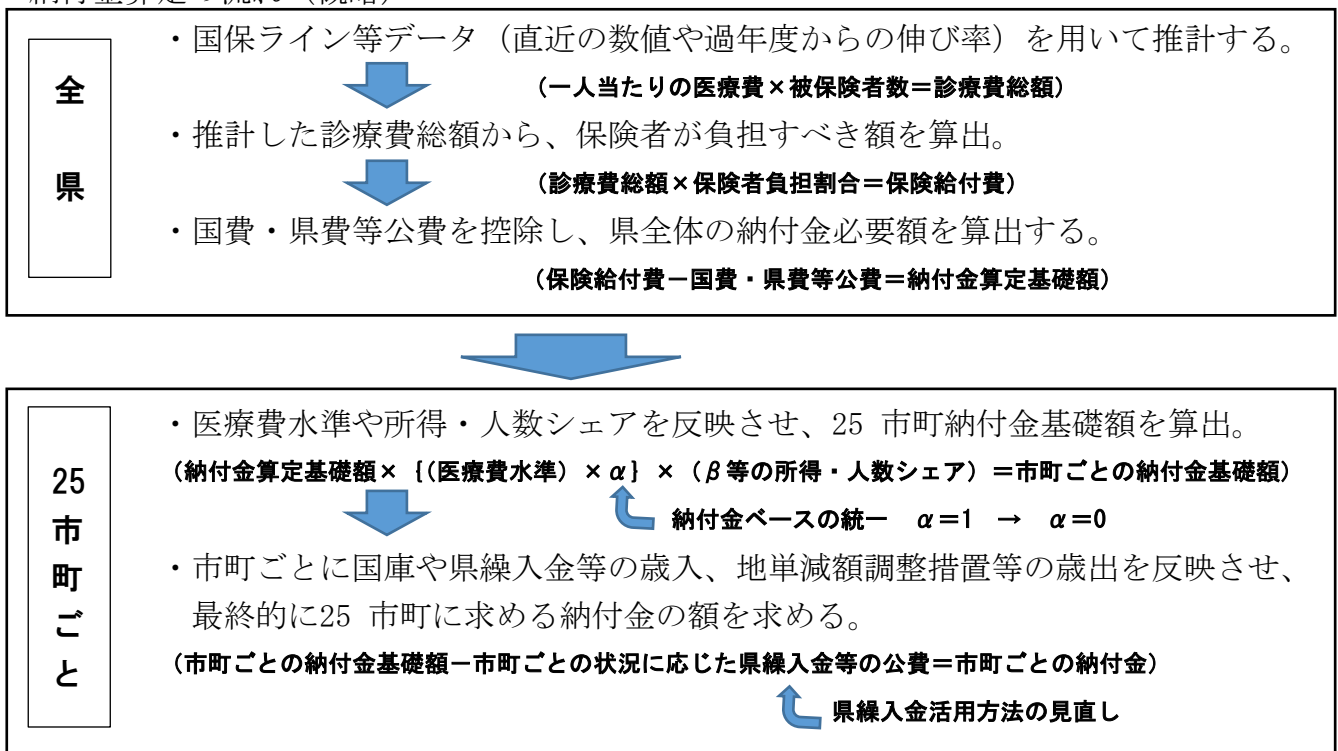
将来的な「完全統一」を目指すに当たり、その過程において「納付金ベースの統一」から実施していくことが考えられ、本県においては、令和6年度から5年の移行期間を設けて、段階的に「納付金ベースの統一」を実施することとした。

「納付金ベースの統一」は、納付金算定の際に、各市町の医療費水準を反映させない。

つまり、医療費の大小を管内の市町で支え合うものとなる。したがって、 α を1から0に移行することにより、県全体の納付金総額は変わらないが、医療費水準が高い市町は納付金が下がり、低い市町は納付金が上がるということになる。

そこで、現在の県繰入金活用方法を見直し、医療費水準に応じた新たな評価制度を α の設定に併せて、5年の移行期間を設けて導入することとした。

納付金算定の流れ (概略)



(1) 令和5年度納付金算定結果を元にした試算

令和5年度納付金算定結果を元に、 α を0.8に移行（令和6年度）した際の試算。

- ・ 納付金基礎額合計……………52,386,863千円
- ・ 県繰入金合計……………2,057,775千円
- ・ 納付金総額……………50,329,008千円

(2) 栃木市分（仮）納付金概算額 ※試算表…別紙1

- ・ 令和6年度納付金額……………4,248,365千円
- ・ 令和5年度納付金額……………4,072,173千円

※対前年度比 176,192千円の増加 対前年度伸び率 104.33%

3. 国民健康保険税率等の見直しの考え方（案）

国保制度改革に伴い、平成30年度から県が示す標準保険料率を参考に保険税率等を決定することとなった。本市では令和4年度から現行税率により課税している。令和4年度の税率改定にあたり、国民健康保険運営協議会から「納付金の今後の状況、被保険者の減少による税収の減少を踏まえると、年々赤字額が増え、基金の取崩しが増えていくことが予測されるため、2年後（令和5年度）に検証を行うこと」との答申を得ており、令和5年度に保険税率等の見直しについて検討を行う必要がある。

前回改定時の収支見通しでは、財源不足により保険財政調整基金を取り崩すことを見込んでいたが、令和4年度、令和5年度と剰余金が発生し基金への積立てを行った。

令和5年度末の基金残高は約31億円の見込みであり、県が示す事業費納付金と基金残高等を踏まえ、見直しを行う。

(1) 国民健康保険税率

令和10年度の納付金ベースの統一を見据え、県が算定した標準保険料率を基本とする。基金については、県が進めている統一に向けた取り組みの中で市町と協議するとしており取扱いは未定であるため、現時点では安定的な国保運営を行っていくための適正な保有額（予算額の5%程度、約10億円）は保持することとする。

それらを踏まえ、今後の納付金の状況や基金残高の推移等をはじめ、被保険者の減少による税収の減少、医療費の推移等を勘案し、保険税率を試算した。具体的には、本市の現行税率と所得割と平等割については本市の標準税率を、均等割については県内市町の間（平均）値を比較し、いずれか低い方の数値（100円未満切り捨て）を改正案とする。

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.0%	19,600円	17,700円
後期高齢者支援金分	2.6%	10,200円	7,500円
介護納付金分	2.1%	11,100円	6,100円
合 計	10.7%	40,900円	31,300円

(2) 課税限度額の引上げ

高額所得者の負担能力に応じた課税を図り、中間所得者の負担軽減を図るため、課税限度額について、医療給付費分を2万円、後期高齢者支援金分を3万円引上げ、地方税法施行令第56条の88の2で定める額と同額とする。

区 分	課税限度額
医療給付費分	65万円
後期高齢者支援金分	22万円
介護納付金分	17万円
合 計	104万円

(3) 今後の見直しについて

国保事業費納付金をはじめ、被保険者の減少による税収の減少、医療費の推移等により赤字額が増加し基金の取崩しが増えていくこと、さらに、令和6年度からの納付金ベース統一の取組み等を踏まえると、来年も検討する必要がある。

(案)

栃市国保運第 号
令和 年 月 日

栃木市長 大川 秀子 様

栃木市国民健康保険運営協議会
会 長 小堀 良江

国民健康保険事業運営について（答申）

令和5年5月18日付栃市保第123号をもって諮問のありました、国民健康保険事業運営について、次のとおり答申いたします。

記

国保制度改革に伴い、平成30年度から県が示す標準保険料率を参考に保険税率等を決定しており、本市では令和4年度から現行税率により課税している。

令和4年度の税率改定にあたり、本協議会から「納付金の今後の状況、被保険者の減少による税収の減少を踏まえると、年々赤字額が増え、基金の取崩しが増えていくことが予測されるため、2年後（令和5年度）に検証を行うこと」との答申を行った。

前回改定時の収支見通しでは、財源不足により保険財政調整基金を取り崩すことを見込んでいたが、令和4、5年度と剰余金が発生し基金への積立てを行った。令和5年度末の基金残高は約31億円の見込みである。

そこで、県が示す事業費納付金と基金残高等を踏まえ、国民健康保険税率及び課税限度額の見直しについて、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得た。

【結論】

1 国民健康保険税率の見直しについて

令和10年度の納付金ベースの統一を見据え、県が算定した標準保険料率を基本とする。基金については、県が進めている統一に向けた取り組みの中で市町と協議するとしており取扱いは未定であるため、現時点では安定的な国保運営を行っていくための適正な保有額（予算額の5%程度、約10億円）は保持することとする。

それらを踏まえ、今後の納付金の状況や基金残高の推移等をはじめ、被保険者の減少による税収の減少、医療費の推移等を勘案し、保険税率を試算した。具体的には、本市の現行税率と所得割と平等割については本市の標準税率を、均等割については県内市町の間（平均）値を比較し、いずれか低い方の数値（100円未満切り捨て）を改正案とする。

(税率等)

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.0%	19,600円	17,700円
後期高齢者支援金分	2.6%	10,200円	7,500円
介護納付金分	2.1%	11,100円	6,100円
合 計	10.7%	40,900円	31,300円

※百円未満切り捨て

2 課税限度額の引上げについて

高額所得者の負担能力に応じた課税を図り、中間所得者の負担軽減を図るため、課税限度額について、医療給付費分を2万円、後期高齢者支援金分を3万円引上げ、地方税法施行令第56条の88の2で定める額と同額とする。

区 分	課税限度額
医療給付費分	65万円
後期高齢者支援金分	22万円
介護納付金分	17万円
合 計	104万円

3 付帯意見

- (1) 国保事業費納付金をはじめ、被保険者の減少による税収の減少、医療費の推移等により赤字額が増加し基金の取崩しが増えていくこと、さらに、令和6年度からの納付金ベース統一の取組み等を踏まえると、来年も検討する必要があること。
- (2) 国保財政の健全化及び負担の公平を図るため、国民健康保険税の収納率の向上に努めること。
- (3) 基金の取扱いについては、県の方針が決定していないため、不測の事態に備えた活用の余地を残しておくこと。
- (4) 被保険者の健康の保持・増進と医療費の抑制を図るため、データヘルス計画に基づく生活習慣病の重症化予防をはじめとする保健事業の推進に努めること。

令和6年度各市町国保事業費納付金算定について

納付金算定の結果は以下のとおり。

令和5年度からの伸び率は、総額が104.98%、1人あたり納付金額は111.85%であった。

保険者名	R5納付金			R6仮係数による算定			R5→R6伸び率	
	納付金総額 (A) (円)	被保険者数 【コーホート】 (B) (人)	1人あたり 納付金額 ① (A/B) (円)	納付金総額 (C) (円)	被保険者数 【コーホート】 (D) (人)	1人あたり 納付金額 ② (C/D) (円)	総額 (C/A)	1人あたり (②/①)
宇都宮市	12,501,062,808	94,415	132,405	13,330,098,052	89,015	149,751	106.63%	113.10%
足利市	3,433,324,726	29,930	114,712	3,602,588,289	27,930	128,986	104.93%	112.44%
栃木市	4,072,173,842	32,753	124,330	4,248,365,761	30,581	138,922	104.33%	111.74%
佐野市	2,828,190,907	24,041	117,640	2,928,535,419	22,570	129,753	103.55%	110.30%
鹿沼市	2,505,263,743	19,941	125,634	2,608,438,626	18,714	139,384	104.12%	110.94%
日光市	2,019,993,627	16,752	120,582	2,071,410,985	15,493	133,700	102.55%	110.88%
小山市	3,969,493,757	32,688	121,436	4,231,640,661	30,846	137,186	106.60%	112.97%
真岡市	2,175,246,399	17,713	122,805	2,337,501,852	16,734	139,686	107.46%	113.75%
大田原市	1,872,881,057	16,225	115,432	1,852,826,685	15,316	120,973	98.93%	104.80%
矢板市	818,888,182	6,969	117,504	831,865,706	6,349	131,023	101.58%	111.51%
那須塩原市	3,005,389,919	26,049	115,374	3,145,272,332	24,456	128,609	104.65%	111.47%
上三川町	729,839,497	5,731	127,349	784,612,697	5,450	143,966	107.50%	113.05%
益子町	663,019,485	5,858	113,182	688,299,302	5,492	125,328	103.81%	110.73%
茂木町	354,183,146	3,215	110,166	366,012,201	3,057	119,729	103.34%	108.68%
市貝町	287,045,009	2,549	112,611	300,950,410	2,431	123,797	104.84%	109.93%
芳賀町	469,139,823	3,696	126,932	513,076,495	3,513	146,051	109.37%	115.06%
壬生町	1,003,900,227	8,054	124,646	1,043,252,046	7,472	139,622	103.92%	112.01%
下野市	1,355,026,602	11,181	121,190	1,446,130,678	10,579	136,698	106.72%	112.80%
野木町	666,042,229	5,613	118,661	693,118,298	5,238	132,325	104.07%	111.52%
塩谷町	316,191,641	2,621	120,638	322,217,933	2,431	132,545	101.91%	109.87%
さくら市	1,029,400,231	8,336	123,489	1,051,878,081	7,695	136,696	102.18%	110.69%
高根沢町	658,709,000	5,191	126,894	693,174,838	5,010	138,358	105.23%	109.03%
那須烏山市	768,160,896	6,366	120,666	792,928,919	5,903	134,326	103.22%	111.32%
那珂川町	458,667,782	4,133	110,977	467,711,919	3,853	121,389	101.97%	109.38%
那須町	867,864,805	7,584	114,434	906,522,493	7,024	129,061	104.45%	112.78%
合計	48,829,099,340	397,604	122,808	51,258,430,678	373,152	137,366	104.98%	111.85%

※ 上記の算定値は、一般分である。

1 国民健康保険税率改定（案）

令和10年度の納付金ベースの統一を見据え、県が算定した標準保険料率を基本とする。基金については、県が進めている統一に向けた取り組みの中で市町と協議するとしており取扱いは未定であるため、現時点では安定的な国保運営を行っていくための適正な保有額（予算額の5%程度、約10億円）は保持することとする。

それらを踏まえ、今後の納付金の状況や基金残高の推移等をはじめ、被保険者の減少による税収の減少、医療費の推移等を勘案し、保険税率を試算した。具体的には、本市の現行税率と所得割と平等割については本市の標準税率を、均等割については県内市町の間（平均）値を比較し、いずれか低い方の数値（100円未満切り捨て）を改正案とする。

（1）現行税率

区分	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	6.6%	2.6%	2.1%	11.3%
均等割	25,100円	10,200円	11,200円	46,500円
平等割	18,600円	7,500円	6,200円	32,300円



（2）税率改定（案）

区分	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	6.0%	2.6%	2.1%	10.7%
均等割	19,600円	10,200円	11,100円	40,900円
平等割	17,700円	7,500円	6,100円	31,300円

（3）比較（2）－（1）

区分	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	△0.6%	0.0%	0.0%	△0.6%
均等割	△5,500円	0円	△100円	△5,600円
平等割	△900円	0円	△100円	△1,000円

2 課税限度額の改定（案）

高額所得者の負担能力に応じた課税を図り、中間所得者の負担軽減を図るため、課税限度額について、医療給付費分を2万円、後期高齢者支援金分を3万円引上げ、地方税法施行令第56条の88の2で定める額と同額とする。

（1）現行

区分	課税限度額
医療給付費分	63万円
後期高齢者支援金分	19万円
介護納付金分	17万円
合計	99万円



（2）改定（案）

区分	課税限度額
医療給付費分	65万円
後期高齢者支援金分	22万円
介護納付金分	17万円
合計	104万円

3 課税見込額及び収納見込額

改定（案）による課税見込額は2,868,070千円であり、現行税率に比べ220,873千円減額になると見込まれる。また、収納見込額は、2,648,901千円であり、現行税率に比べ204,744千円減額になると見込まれる。

（単位：千円）

区分	現行税率(a)			改定（案）(b)		
	課税見込額	収納率	収納見込額	課税見込額	収納率	収納見込額
医療給付費分	2,032,619	92.7%	1,884,237	1,802,034	92.7%	1,670,485
後期高齢者支援金分	790,985	92.4%	730,869	802,043	92.4%	741,087
介護納付金分	265,339	89.9%	238,539	263,993	89.9%	237,329
計	3,088,943		2,853,645	2,868,070		2,648,901

区分	比較(b) - (a)	
	課税見込額	収納見込額
医療給付費分	△230,585	△213,752
後期高齢者支援金分	11,058	10,218
介護納付金分	△1,346	△1,210
計	△220,873	△204,744

<算定条件>

※被保険者数及び世帯数は、次の推計値を用いる。

被保険者数 31,404人、世帯数 20,431世帯
（うち介護 9,542人、世帯数 8,126世帯）

※収納率は、前年度収納率を用いる。

医療分 92.7%

後期分 92.4%

介護分 89.9%

4 1人当たりの課税見込額及び収納見込額

改定（案）による1人当たりの課税見込額は110,585円であり、現行税率に比べ7,131円減額になると見込まれる。また、1人当たりの収納見込額は101,661円であり、現行税率に比べ6,608円減額になると見込まれる。

（単位：円）

区分	現行税率(a)		改定（案）(b)		比較(b)－(a)	
	課税見込額	収納見込額	課税見込額	収納見込額	課税見込額	収納見込額
医療給付費分	64,724	59,999	57,381	53,192	△7,343	△6,807
後期高齢者支援金分	25,186	23,272	25,539	23,597	352	325
介護納付金分	27,806	24,998	27,662	24,871	△141	△127
計	117,717	108,269	110,585	101,661	△7,131	△6,608

5 収支状況及び基金の推移（見込）について

医療費（療養給付費・療養費・高額療養費）に関する歳入・歳出を除いた収支状況及び基金の推移の見込については、以下のとおりである。

（単位：千円）

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳入	国民健康保険税（現年・滞納分）	3,316,355	3,112,011	2,891,779	2,891,779
	保険基盤安定繰入金	1,170,782	1,141,605	1,140,000	1,140,000
	国県補助金等	286,000	286,000	286,000	286,000
	合計	4,773,137	4,539,616	4,317,779	4,317,779
歳出	国民健康保険事業費納付金	4,425,102	4,072,173	4,248,365	4,460,783
	保健事業費	99,577	100,000	103,000	106,000
	出産育児一時金・葬祭費	66,750	66,750	66,750	66,750
	合計	4,591,429	4,238,923	4,418,115	4,633,533
差引額		181,708	300,693	▲100,336	▲315,754
基金残高		2,774,457	3,075,150	2,974,814	2,659,060

所得階層別税額試算

参考資料2

… 現行税率の税額から増加

モデルケース(1) 世帯主63歳

(単位:円)

税率案\所得	43万円 (7割軽減)	70万円 (5割軽減)	95万円 (2割軽減)	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	限度額
現行税率	23,600	70,900	121,600	199,600	256,100	369,100	482,100	595,100	708,100	821,100	903,300	969,300	99万円
改定(案)	21,500	64,800	113,200	186,600	240,100	347,100	454,100	561,100	668,100	775,100	876,000	941,500	104万円
(現行税率との差)	▲ 2,100	▲ 6,100	▲ 8,400	▲ 13,000	▲ 16,000	▲ 22,000	▲ 28,000	▲ 34,000	▲ 40,000	▲ 46,000	▲ 27,300	▲ 27,800	

モデルケース(2) 世帯主63歳、妻60歳

(単位:円)

税率案\所得	43万円 (7割軽減)	70万円 (5割軽減)	100万円 (5割軽減)	150万円 (2割軽減)	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	限度額
現行税率	37,400	93,000	126,900	221,000	302,600	415,600	528,600	641,600	754,600	858,900	928,400	990,000	99万円
改訂(案)	33,700	85,300	117,400	204,900	281,000	388,000	495,000	602,000	709,000	816,000	901,100	961,000	104万円
(現行税率との差)	▲ 3,700	▲ 7,700	▲ 9,500	▲ 16,100	▲ 21,600	▲ 27,600	▲ 33,600	▲ 39,600	▲ 45,600	▲ 42,900	▲ 27,300	▲ 29,000	

モデルケース(3) 世帯主48歳、妻45歳、子15歳、子10歳

(単位:円)

税率案\所得	43万円 (7割軽減)	70万円 (5割軽減)	100万円 (5割軽減)	150万円 (5割軽減)	200万円 (2割軽減)	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	限度額
現行税率	58,600	128,300	162,200	218,700	334,000	486,200	599,200	712,200	822,100	909,100	978,600	990,000	99万円
改定(案)	51,600	115,100	147,200	200,700	306,000	447,600	554,600	661,600	768,600	875,600	940,300	1,000,300	104万円
(現行税率との差)	▲ 7,000	▲ 13,200	▲ 15,000	▲ 18,000	▲ 28,000	▲ 38,600	▲ 44,600	▲ 50,600	▲ 53,500	▲ 33,500	▲ 38,300	10,300	

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 産前産後期間の国民健康保険税の減額について

子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援の観点から、国民健康保険の出産被保険者に係る産前産後期間（4か月間/多胎は6か月間）の国民健康保険税を減額するため、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額に係る規定を加えること。（第23条関係）
- (2) 出産被保険者に係る届出に係る規定を加えること。（第24条の3関係）
- (3) 令和6年1月1日から施行とすること。

議案第 号（保険年金課）

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

現	行
<p data-bbox="199 344 531 385">（国民健康保険税の減額）</p> <p data-bbox="150 407 338 448">第23条 略</p> <p data-bbox="150 470 248 510">2 略</p>	

改 正 案

(国民健康保険税の減額)

第23条 略

2 略

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条に規定する被保険者均等割額（第1項第1号ア、同項第2号ア又は同項第3号アに規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2に規定する被保険者均等割額（第1項第1号ウ、同項第2号ウ又は同項第3号ウに規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前

現

行

第24条の2 略

2 略

改 正 案

産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2に規定する被保険者均等割額（第1項第1号才、同項第2号才又は同項第3号才に規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2 略

2 略

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、その世帯に出産被保険者が属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

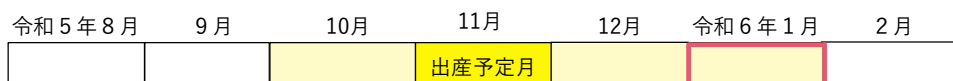
- その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。産前産後期間の保険料が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

〇〇市（区・町・村） 〇〇部〇〇課〇〇係 TEL - -